

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

1 改正の概要

- (1) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。
※ 雇用分野での事業主の合理的配慮の提供は、改正障害者雇用推進法で既に義務となっている。
- (2) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
国及び地方公共団体は適切に役割分担、相互に連携を図りながら協力
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加
イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化
ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努める。
- (4) 施行期日：令和6年4月1日

2 本市における取組み

- (1) 障害者差別解消法に係る講演会
ア 日 時 8月7日 千葉市ハーモニープラザで開催
テーマ 「障害者雇用のこれから～合理的配慮について～」
講 師 千葉障害者就業支援キャリアセンター長 藤尾 健二氏
参加者数 約40人
- (2) 市政だより12月号への特集記事の掲載
- (3) 今後の予定
ア 啓発リーフレットの作成、配布
イ ホームページ等での周知
ウ 関係団体と連携して企業等への説明、周知